

研究所 月報 2023.2

いよいよ中小企業の猶予措置が終了

時間外労働割増率の引上げ

現行の労働基準法では、週 40 時間、1 日 8 時間を超える部分の労働は法定時間外労働となり、25%の割増賃金を支払う必要があります。月 60 時間を超える時間外労働にはさらに 25%が上乗せされ、割増率は 50%になります。

中小企業においては月 60 時間を超える部分の割増率の適用が猶予されていましたが、2023 年 4 月 1 日からはこの適用の猶予がなくなります。

■労働時間の適正把握

22 時から翌 5 時までの労働は、残業とは別に、深夜労働として 25%上乗せした賃金を支払う必要があります。これは通常的时间外労働の割増率と重複して適用されるため、月 60 時間を超える時間外労働に深夜労働が含まれている場合、75%の割増賃金が支払われることとなります。

■休日労働について

休日労働を行う場合は、法定休日についても確認しておかなければなりません。法定休日とは、法定により週 1 日以上与えなければならない休日のことで、法定休日に労働した場合は 135%の割増が適用されます。月 60 時間を超える労働の割増率の算定において、法定休日は対象外となります。

ただし、法定休日が確保されていても、所定休日に労働した場合は法定時間外労働となる可能性も高いため、時間外労働の算定方法について今一度確認をしておく必要があります。

■代替休暇について

労働者の健康確保の観点から、月 60 時間を超える労働については、割増賃金の支払に代えて有給の休暇(代替休暇)の付与に代えることができます。(ただし、通常割増部分である 25%は通常どおり支払う必要があります)

例えば月 80 時間の残業をした場合、月 60 時間を超える部分から月 80 時間までの部分に適用される 50%の割増賃金のうち、25%分は割増賃金の支払に代えて休暇を付与できるということです。(労働者の希望による)

就業規則の変更を含め、4 月までに自社の勤怠集計方法を再確認しておきましょう。



今春のベアに影響を与える物価高、2022年12月は前年比4.0%の上昇

急速に進んだ円安は、ここに来て少し円高方向に振れています。世界的な資源高を背景とした物価高は国民の生活に大きな影響を与えています。そのため、今年の春は多くの企業でベースアップの検討が行われると予想されていますが、その議論において確実に押さえておかなければならないのが消費者物価指数の変化です。

そこで今回は、総務省から発表された2022年（令和4年）12月分及び2022年（令和4年）平均のデータを確認しましょう。

まず、2022年12月分の消費者物価指数を見ると、総合指数は2020年を100として104.1となっており、前年同月比は4.0%の上昇。中でも光熱水道費は前年同月比15.2%、食料品も7.0%の大幅の上昇となり、物価高をけん引しています。また、2022年（令和4年）平均で見ると、総合指数は2020年を100として102.3、前年比は2.5%の上昇となっています。

こうした結果から、物価については4%上昇という認識を基本に労使交渉が行われることになるでしょう。

ベースアップの実施に当たっては、初任給相場の上昇などへの対応も一体で考える必要がありますので、これを契機として賃金制度全体を見直すというケースも増加するのではないのでしょうか。

■参考リンク

総務省「2020年基準消費者物価指数

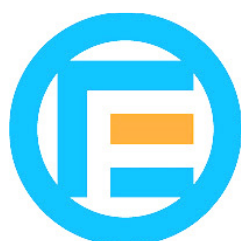
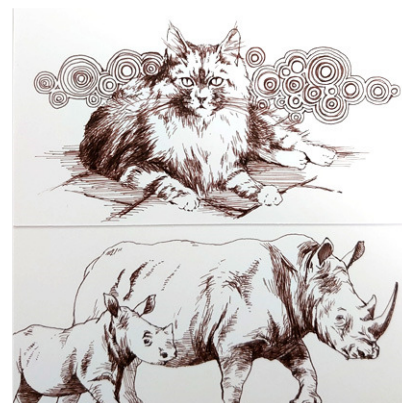
全国2022年12月分及び2022年平均（2023/1/20）」



ひらたコラム

アクティブだよね！なんて言われることも多い私ですが、実は根っからのインドア派。体育以外に運動などしたこともなく、部活は文化部のみ。家では本を読むか絵を描いていた平田少女がアウトドア派に転身したのは20歳を過ぎてからのことなのです。

そんな私ですので、絵画やお裁縫の方が得意分野です。年末に少し絵を描いたら、懐かしい感じを取り戻し、少しずつまた描き始めようかな…なんて思ったり。風景より、デフォルメした動物や謎の空間などの創作系が好きで、描き進めていったら「大丈夫？」などと言われる作風。多分まだ大丈夫です。ご安心ください。絵の具は全色揃えて眺めていたい派です。（もったいなくて使えない）



発行／2023年1月31日 第129号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

